

大学生等に対する経済的支援制度（平成30年度）

【独立行政法人日本学生支援機構による大学等奨学金事業】

○第一種奨学金（無利子貸与）

特に優れた学生等で、経済的理由により著しく修学が困難な人に貸与します。平成30年度は、平成29年度に実現した貸与基準を満たす希望者全員への貸与を着実に実施するとともに、低所得世帯の子供たちについては平成29年度から成績基準を実質的に撤廃しています。

貸与月額：学生等が選択（例）私立大学自宅通学の場合〔2万円、3万円、4万円、5万円、4万円〕

○第二種奨学金（有利子貸与）

在学中は無利子、卒業後は年3%を上限とする利子がつきます。第一種よりもゆるやかな基準によって選考されます。平成28年10月から、貸与利率の下限を0.1%から0.01%に引き下げることにより返還時の利息負担の軽減を図りました。

平成29年12月に貸与を終了した者の貸与利率

利率見直し方式（5年毎）……0.01%、 利率固定方式……0.23%

貸与月額：学生等が選択〔2～12万円までの間で1万円単位〕

○給付型奨学金

平成30年度に大学等へ進学する人の中で、住民税非課税世帯で一定の学力・資質要件を満たす人に給付を行います。また、児童養護施設退所者等の社会的養護が必要な人には入学金相当額24万円を追加給付します。

給付月額：私立自宅外生 4万円

国公立自宅外生・私立自宅生 3万円

国公立自宅生 2万円

○入学時特別増額貸与奨学金（有利子）

第一学年において奨学金の貸与を受ける人は、希望により入学後第1回目の振込時に、10万円・20万円・30万円・40万円・50万円の中から選択した金額を増額して貸与を受けることができます。

○緊急採用奨学金（無利子）・応急採用奨学金（有利子）

家計の急変（家計支持者が失職、病気、事故、災害等）で奨学金を緊急に必要とする場合には、年度途中でも随時採用を行いますので、在学している大学等の奨学金窓口にご相談してください。

○所得連動返還型奨学金制度

平成29年度進学者から、返還月額が卒業後の所得に連動する新たな所得連動返還型奨学金制度を導入し、所得が低い間は月2千円からの返還を可能とすることで、奨学金の返還負担の更なる軽減を図ります。

○大学院業績優秀者免除制度

平成30年度進学者より、博士課程の大学院業績優秀者免除制度の拡充を行い、博士後期課程学生の経済的負担を軽減し、進学を促進します。

※ 大学等奨学金事業に関する詳細は日本学生支援機構のホームページをご参照ください。
(<http://www.jasso.go.jp/shougakukin/index.html>)

【各大学等における経済的支援措置】

○授業料減免等

経済的理由により、授業料等の納付が困難な人に対して、減免措置や納付時期の猶予等の弾力的な取扱いを行っています。

○その他（奨学金等）

各大学等において、独自の奨学金制度を実施している場合があります。また、財団法人等の民間団体においても各種の奨学金事業が行われています。

※ 各大学等における授業料減免等や独自の奨学金制度について、日本学生支援機構のホームページにおいて情報提供しています。

(http://www.jasso.go.jp/about/statistics/shogaku_dantaiseido/index.html)

※ 上記を含め、各大学における経済的支援措置の詳細については、直接各大学にお問い合わせください。

【厚生労働省施策】

○生活福祉資金（教育支援資金）貸付

低所得世帯（※１）に対し、各都道府県社会福祉協議会より、入学に際し必要な経費（入学金等／５０万円以内）及び就学するたにに必要な経緯費（授業料、学用品等／月額６．５万円（大学の場合）以内（※２））を無利子で貸与します。相談、申込については、お住まいの市区町村の社会福祉協議会で行っています。

※１ 市町村民税非課税程度。原則として、他制度の貸付を利用可能な場合には、他制度の利用が優先となります。ただし、他制度の貸付が必要期日に間に合わない場合や、他制度を利用してもなお不足が生じる場合には、個別の相談に応じています。

※２ 特に必要と認める場合は、貸付上限の１．５倍（大学の場合９．７５万円）の額まで貸付が可能。

○母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子・父子家庭等に対し、各都道府県・指定都市・中核都市の福祉担当部局より、３７～５９万円以内の入学に必要な経費及び月額６．７５～９．６万円以内の額を無利子で貸与します。

趣旨

- ①意欲と能力ある若者が経済的理由により大学等への進学を断念することがないように、進学を後押しします。
- ②誰もが安心して返還できるよう、支援を充実します。
- ③安心して奨学金を利用するための情報提供と相談体制を充実します。

進学をあきらめない！～多様なメニューで進学を後押し～

給付型奨学金の創設 (H29～先行実施)

対象：非課税世帯で一定の学力・資質要件を満たす学生

- ◆ 在籍する高校長による推薦
※JASSOが示すガイドラインを踏まえ、各高校等で推薦基準を作成
- ◆ 給付額：月額2万円(国公立・自宅)
3万円(国公立・自宅外／私立・自宅)
4万円(私立／自宅外)
- ◆ 給付規模：進学者2万人

入学時の負担をサポート

- ◆ 日本学生支援機構(JASSO)「給付型奨学金」(給付)
・児童養護施設退所者等に対し、一時金として24万円を給付
- ◆ JASSO「入学時特別増額貸与奨学金」(有利子)
- ◆ 都道府県社会福祉協議会「生活福祉資金貸付」(無利子)
- ◆ 都道府県等「母子父子寡婦福祉資金貸付金」(無利子)

低所得世帯は、無利子奨学金の成績基準を実質的に撤廃

- ◆ 従来の要件(評定平均値3.5以上)を満たさなくても借りられます。

基準を満たす全ての希望者に無利子奨学金を貸与

- ◆ 貸与基準を満たす希望者全員が無利子奨学金を借りられるよう、平成29年度から事業規模を大幅に拡充しています。

大学授業料等の全部又は一部を免除

- ◆ 低所得世帯など一定の家計・学力基準を満たす学生について、授業料等の全額又は一部が免除されます。(基準等は各大学によって異なりますので、詳しくは各大学の情報をご確認ください。)

相談窓口の設置など 情報提供を強化

「スカラシップ・アドバイザー」の養成・認定・派遣／相談窓口の設置

- ◆ 学生や保護者が奨学金を正しく理解し、安心して利用できるよう、高校等に「スカラシップ・アドバイザー」を派遣。分かりやすい資料の作成・配付や相談窓口の設置、制度の周知ときめ細かな学生サポートを行います。

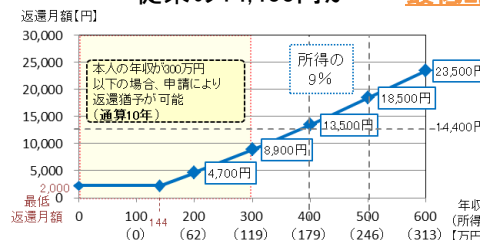
安心の返還プラン！～負担軽減策の大幅拡充～

新たな所得連動返還型奨学金制度の導入

- ◆ 返還月額が卒業後の所得に連動する「所得連動返還型奨学金制度」を導入します(H29新規貸与者より)。

卒業後の返還月額は、例えば月額5.4万円(※)借りた場合、従来の14,400円が → **最低2,000円** からになります

(注：年収144万円以下の場合)
(※)私立・自宅生の場合



無利子奨学金における機関保証料率について、平成29年度進学者から約15%引き下げ、0.589%(変更前：0.693%)となっています。

低所得者向け減額返還制度の拡充

- ◆ 返還が困難な方は、最長15年間、返還月額を1/2あるいは1/3に減額します。
- ※平成29年4月から新たに1/3に減額幅を拡充するとともに適用期間を10年から15年間に延長

有利子奨学金の貸与利率の下限引き下げ

- ◆ (見直し前)下限0.1% → (見直し後)**0.01%**
- ◆ 市場の低金利の恩恵を受けやすくし、返還利子負担を軽減します。

※事情により返還できない場合は、奨学金の返還期限を先延ばしにできる「返還期限猶予制度」もあります。

※日本学生支援機構のウェブサイト

(http://www.jasso.go.jp/about/statistics/shogaku_dantaiseido/index.html)において、各大学・地方公共団体・民間等奨学金事業実施団体等の各種奨学金制度について、情報を検索することができます。



その他の奨学金

大学等進学を後押しする国の政策パッケージ

入学時から卒業後に渡るきめ細かい支援により、誰もが安心して大学等で学べる環境をつくれます。

入学時

- ◆ 日本学生支援機構
「給付型奨学金」【給付】
・対象: 児童養護施設退所者等
・金額: 24万円

- ◆ 日本学生支援機構
「入学時特別増額貸与奨学金」【有利子】
・対象: 低所得世帯
・金額: 10/20/30/40/50万円より選択

- ◆ 都道府県社会福祉協議会
「生活福祉資金(教育支援資金)貸付
(就学支度費)」【無利子】
・対象: 非課税世帯相当
・金額: 入学金相当(50万円以内)

◎問合せ先: お住まいの市区町村の社会福祉協議会等

- ◆ 都道府県等「母子父子寡婦福祉資金貸付金
(就学支度資金)」【無利子】
・対象: 母子・父子家庭等
・金額: 入学に際し必要な経費(37～59万円以内)

◎問合せ先: お住まいの都道府県・指定都市・中核市の福祉担当部局

在学中

- ◆ 日本学生支援機構
「給付型奨学金」【給付】
・対象: 非課税世帯
・金額: 月額2～4万円

- ◆ 日本学生支援機構
「第一種(無利子)奨学金」
・対象: 一定の家計・学力基準を満たす者
・金額: 月額2～6.4万円

- ◆ 日本学生支援機構
「第二種(有利子)奨学金」
・対象: 一定の家計・学力基準を満たす者
・金額: 月額2～12万円(選択可)

- ◆ 国立大学・私立大学の授業料減免等
・対象: 一定の家計・学力基準を満たす者
(各大学により異なる)
・人数: 国立6.1万人、私立5.8万人(H29予算案)
※大学院生を含む
・金額: 授業料等の全額/半額/一部免除等
(各大学により異なる)

- ◆ 都道府県社会福祉協議会
「生活福祉資金貸付(教育支援資金)」【無利子】
・対象: 同左
・金額: 月額最大9.75万円(大学の場合)
(機構の奨学金優先。不足する場合のみ上乘せ利用可。)

- ◆ 都道府県等「母子父子寡婦福祉資金貸付金
(修学資金)」【無利子】
・対象: 同左
・金額: 月額6.75～9.6万円以内

◇これらの他、大学等に進学する児童養護施設退所者等を対象とする自立支援資金貸付制度(生活費、家賃支援等)があります。

卒業後

- ◆ 日本学生支援機構
「第一種(無利子)奨学金」
⇒卒業後の本人の所得に連動して返還月額を設定する「所得連動返還型」を利用可
・返還月額: 本人所得の9%
(最低月額2,000円)
* 平成29年度新規貸与者より適用

- ◆ 日本学生支援機構
「第二種(有利子)奨学金」
⇒返還利率は国の財投資金借入金金利に連動して変動(下限0.01%～上限3%)。利率固定方式と利率見直し方式のいずれかを選択可能。

- ◆ 日本学生支援機構
「第一種、第二種奨学金」(共通)
⇒減額返還制度(最長15年間、返還月額を1/2あるいは1/3に)、返還期限猶予制度(最長10年間、経済困難等の事由による)によるセーフティネットあり。

◇日本学生支援機構のウェブサイト
(http://www.jasso.go.jp/about/statistics/shogaku_danta_iseido/index.html)において、各大学・地方公共団体・民間等奨学金事業実施団体等の各種奨学金制度について、情報を検索することができます。

◇上記のほか、地方公共団体が行う地方定着促進のための無利子奨学金返還免除の仕組みがあります。平成29年12月現在24道府県等で実施しています。
<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/chihoshien/sosei/index.html>

(独)日本学生支援機構 大学等奨学金事業の充実

別添3

<平成30年度予算案>

意欲と能力のある学生・生徒が、経済的理由により進学を断念することがないよう、安心して学ぶことができる環境を整備することが重要。このため、

- ①給付型奨学金制度の着実な実施
 - ②無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の着実な実施
 - ③所得連動返還型奨学金制度を着実に実施するためのシステム開発等
- など、大学等奨学金事業の充実を図る。

①給付型奨学金制度の着実な実施

基金：105億円（35億円増）

平成29年度に創設・先行実施した制度を着実かつ安定的に実施。

【制度概要】

◇対象：非課税世帯で、一定の学力・資質要件（※に示すガイドラインを基に各学校が定める基準）を満たす学生を高校等が推薦

※①各学校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を収めている者

②教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、各学校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績を収めている者

③社会的養護を必要とする生徒等であって、特定の分野において特に優れた資質能力を有し、又は進学後の学修に意欲等があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある者

◇給付額：（国公立・自宅）月額2万円、（国公立・自宅外／私立・自宅）月額3万円（私立・自宅外）月額4万円

※国立大学・国立高等専門学校等で授業料減免を受けた場合は減額

※児童養護施設退所者等には別途24万円の入学一時金

◇給付人員：22,800人〔うち新規 20,000人〕（平成29年度：2,800人）

②無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の着実な実施

無利子奨学金事業費：3,584億円（82億円増）

〔ほか被災学生等分17億円〕

制度を着実に実施し、貸与基準を満たす希望者全員への貸与を実施。

◇無利子奨学金貸与人員：53万5千人

〔ほか被災学生等分3千人〕

③所得連動返還型奨学金制度を着実に実施するためのシステム開発等

システム開発・改修費：8億円（2億円増）

所得連動返還型奨学金制度を着実に実施するため、システムの開発・改修等を実施。

(参考)無利子奨学金及び有利子奨学金の平成30年度事業の概況

区分		無利子奨学金	有利子奨学金
貸与人員		53万5千人 〔新規貸与者分4万4千人増〕 〔他被災学生等分3千人〕	75万7千人 (5万8千人減)
事業費		3, 584億円(82億円増) 〔他被災学生等分17億円〕	6, 771億円 (467億円減)
うち 一般会計 復興特会等		政府貸付金 一般会計:958億円 復興特会: 1億円 財政融資資金 32億円	財政融資資金 7, 043億円
貸与月額		学生が選択 (私立大学自宅通学の場合) 2、3、4、5、4万円	学生が選択 (大学等の場合) 2万円～12万円の1万単位
貸与基準	学力	・高校評定平均値 3. 5以上(予約採用時) 等 ＜住民税非課税世帯の学生等＞ ・成績基準を実質的に撤廃	①平均以上の成績 ②特定の分野において特に 優秀な能力を有する ③学修意欲がある
	30年度採用者	家計基準は家族構成等による(子供1人～3人世帯の場合)	
		一定年収(700～1,290万円) 以下	一定年収(870～1,670万円) 以下
返還期間		卒業後20年以内 ＜所得連動返還を選択した場合＞ ・卒業後の所得に応じて変動	卒業後20年以内 (元利均等返還)
返還利率		無 利 子	上限3%(在学中は無利子)
			(平成29年12月貸与終了者)
			利率見直し 0. 01%

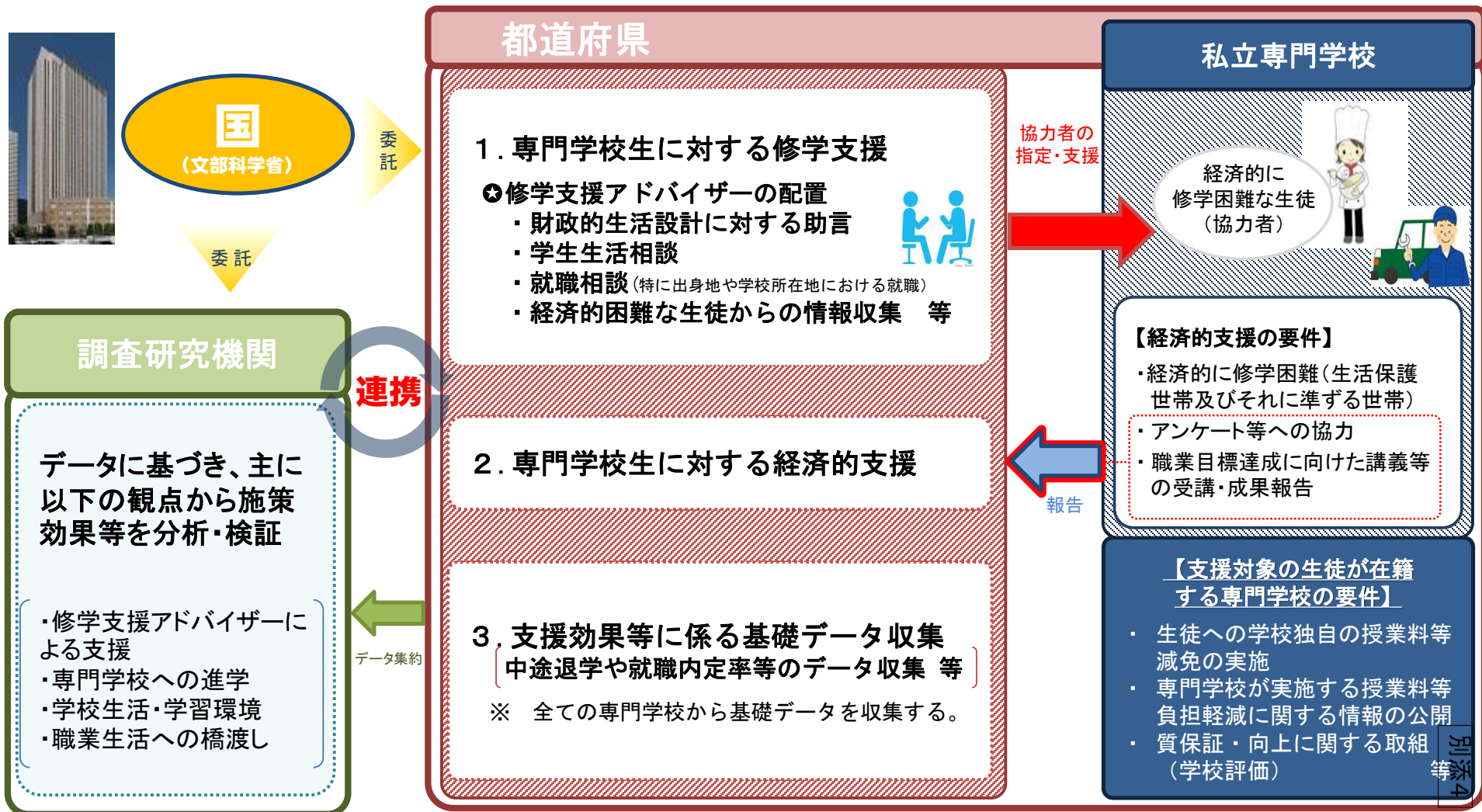
専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業

(前年度予算額:181百万円)

30年度予定額:179百万円

事業概要

意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により、修学を断念することがないように、経済的支援及び修学支援アドバイザーによる修学支援を行い、施策効果等に関するデータを継続的に収集し、分析・検証を行うことを通じて、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進める。(平成27年度から継続)【対象】 都道府県・調査研究機関



経済的支援を実施する上での生徒・専門学校の要件

生徒の経済的要件

◆次に掲げるいずれかの世帯の生徒であること。

- ①生活保護世帯の生徒
- ②市町村民税所得割非課税世帯の生徒
- ③所得税非課税世帯の生徒
- ④保護者等の倒産、失職などにより家計の急変した世帯の生徒

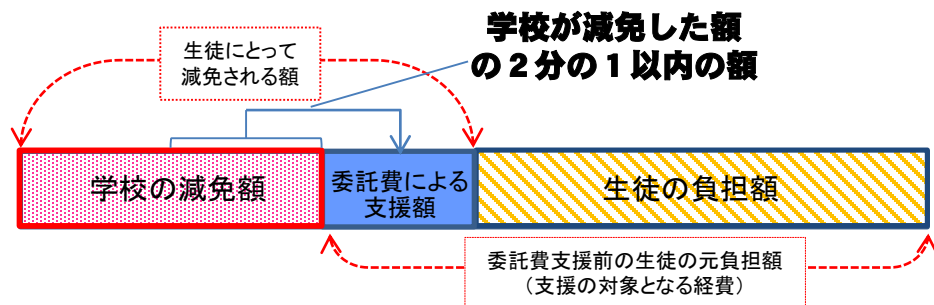
生徒が在籍する専門学校の要件

◆次に掲げる要件をすべて満たす専門学校であること。

- ①私立専修学校専門課程(専門学校)であること
- ②経済的理由により修学困難な生徒を対象とした授業料減免を実施していること
- ③経済的支援の概要等や財務会計に関する書類を公開していること
- ④学校評価(自己評価)を実施し、その結果を公表していること

〔経済的支援の金額及びイメージ図〕

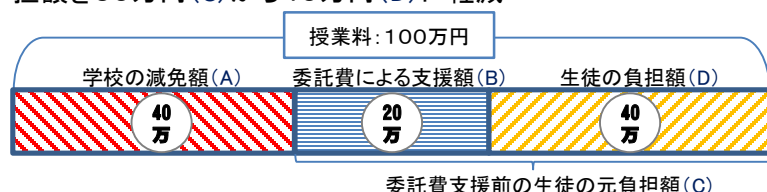
支援金の額は、専門学校が実施した授業料減免額を基礎として算定した金額の2分の1以内とする。ただし、1年間の授業料に充てる支援金の上限額は専門学校が学則等で定める授業料の4分の1の金額を超えないものとする。



例：授業料が100万円【支援上限額(1/4)=25万円】の場合

★パターン①※学校が実施した授業料減免額の2分の1が支援上限額を超えないパターン

学校が40万円(A)の授業料減免を行った場合に、40万円の2分の1の金額である20万円(B)を委託費により支援し、生徒の負担額を60万円(C)から40万円(D)に軽減



★パターン②※学校が実施した授業料減免額の2分の1が支援上限額を超えるパターン

学校が60万円(A)の授業料減免を行った場合に、60万円の2分の1である30万円が支援上限額を超えるため、支援上限額である25万円(B)を委託費により支援し、生徒の負担額を40万円(C)から15万円(D)に軽減

